

◆お問合せ先

環境省（法人番号 1000012110001）

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会

死亡等の手続きのご案内（死亡等の届出書）

下記のご案内をお読みいただき、必要書類のご郵送をお願いいたします。

1.はじめに

すでに登録しているマイクロチップ情報の死亡等の届出を行う方の届出書です。

「死亡等の届出書」のご送付の際、「登録証明書」（写し）または「本人確認書類」（写し）が必要です。

2. 死亡等の届出書の記入

届出者 フリガナ **コジユウ タロウ**
氏名 **日獣 太郎**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所 〒 **100-8975 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番**
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
電話番号 **03-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した
獣医師がマイクロチップを取り外した
登録されているマイクロチップの識別番号により
犬又は猫の個体を識別することができなくなった

届出の事由を丸で囲ってください。

申請者（登録されている所有者）の「氏名」、「住所」、「電話」を必ずご記入ください。

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	39214〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2 届出事由の発生日	2022年6月1日
3 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の登録番号	

マイクロチップの識別番号を必ずご記入ください。

届出事由の発生日は必ずご記入ください

3.封入・発送

ご郵送いただく書類をご確認の上、下記の送付先まで切手を貼って送付してください。

- ご郵送いただく書類 死亡等の届出書
「登録証明書」（写し）または「本人確認書類」（写し）

■送付先 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会 行

●申請書に不備等があった場合は申請者の方にご連絡（メール又は電話）を致します。

ご連絡が取れず又は折り返しのご連絡がない場合は書類一式をご返却させていただきます。

●お急ぎの場合は、オンラインからの申請を推奨いたします。「犬と猫のマイクロチップ情報登録」<https://reg.mc.env.go.jp/>

1. 基本的な考え方

環境大臣は、令和4年6月1日以降、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づく犬及び猫の登録（以下「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という。）において、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で、犬又は猫の所有者の個人情報を取り扱います。なお、個人情報の収集、利用、提供及びその他の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

2. 収集する個人情報の範囲

環境大臣は、犬と猫のマイクロチップ情報登録において、動物愛護管理法第39条の5第2項で定める、犬又は猫の所有者の個人情報（氏名、住所及び電話番号等）を収集します。

3. 利用目的

環境大臣は、2で収集した個人情報を、動物愛護管理法その他の法令で定められた事務の執行に必要な範囲で利用します。当該事務の執行に必要な範囲としては以下を含みますが、これらに限られません。

- (1) 動物愛護管理法その他の法令の目的に基づいて行うメール・電話等による犬又は猫の所有者への連絡
- (2) 動物愛護管理法その他の法令に係る政策立案の参考とするための犬又は猫の所有者へのアンケート調査
- (3) 特定の個人との対応関係を排斥した統計情報の作成

4. 保有期間

当該個人情報は、動物愛護管理法第39条の5第7項に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第21条の7第6項で定める期間保有し、期間経過後に消去します。

5. 第三者への提供

環境大臣は、3の利用目的のために、書面又は電磁的方式により、以下のとおり2の個人情報の全部又は一部を第三者に提供します。

- (1) 動物愛護管理法及び施行規則に基づき、都道府県知事等、市町村（特別区を含む。）の長、獣医師(施行規則に規定の範囲の獣医師に限る。)及び厚生労働大臣
- (2) 遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、警察署長

6. 利用及び提供の制限

個人情報保護法第69条に規定されているとおり、環境大臣は、法令に基づく開示要請があった場合やその他の特別の理由のある場合等、個人情報保護法上の例外事由に該当する場合を除き、3の利用目的以外の目的のために2で収集した個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供しません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。

7. 個人情報取扱業務の委託

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、犬又は猫の登録等に関する事務を行わせることができます。指定登録機関は、3の利用目的の達成に必要な範囲で、環境大臣から2の個人情報の全部又は一部の取扱いの委託を受けてこれを取り扱います。

8. 安全確保の措置

環境大臣は、2で収集した個人情報を日本国内のみに保管し、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、個人情報の取扱いについて、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査及び点検含む。）を実施し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じます。

9. 開示、訂正又は利用停止の請求への対応

2で収集した個人情報について、法令に基づく開示、訂正又は利用停止等を請求される場合は、法令に基づき対応します。請求に関する問合せは、13の窓口までお願いします。

10. 適用範囲等

本方針は、犬と猫のマイクロチップ情報登録で収集される犬又は猫の所有者及び犬と猫のマイクロチップ情報登録のサイトの訪問者に適用されます。なお、環境大臣は、本方針を改定することがあり、改定する場合は、指定登録機関のWebページ等でお知らせします。

11. 個人情報保護管理者

環境省自然環境局総務課長

12. Google Analytics の利用

環境大臣は、犬と猫のマイクロチップ情報登録のサイトにおいて、Google LLC によるアクセス解析ツール Google Analytics を使用しています。この Google Analytics はサイトの訪問者のデータの収集のために Cookie を使用しています。Google Analytics により収集されたデータは犬と猫のマイクロチップ情報登録で登録される情報とは紐付けずに収集されており、それ自体では特定の個人を識別するものではありません。

Google Analytics でデータが収集、処理される仕組みについては、Google ポリシーと規約のページ（<https://policies.google.com/technologies/partner-sites>）をご覧ください。Google Analytics によるデータの収集を望まない場合には、以下の Web ページより Google アナリティクス オプトアウト アドオンを導入して下さい。

Google アナリティクス オプトアウト アドオン <https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>

13. 本方針に関する問合せ先

苦情、及びその他の個人情報の取扱いに関する御連絡は、以下の窓口までお願いします。

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23階 <https://reg.mc.env.go.jp/>

※ 環境大臣の氏名は、環境省の以下の Web ページから御確認いただけます。 <https://www.env.go.jp/annai/soshiki/daijin/>

制定日 令和4年6月1日

改定日 令和5年6月1日

改定日 令和6年6月1日

様式第 28 (第 21 条の 10 第 2 項関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

届出者 ^{フリガナ}氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所 〒
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
電話番号

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した
獣医師がマイクロチップを取り外した
登録されているマイクロチップの識別番号により
犬又は猫の個体を識別することができなくなった

ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。